D海域 北緯三十三度四分の線、北緯三十三度三十分の線、東経百二十九度十分の線及び東経百二十九度二十分の線により囲まれた規制海域。	浮　縄	平成二十四年四月一日から十月三十一日まで
	底　縄	平成二十四年四月一日から十月三十一日まで
E海域 長崎県長崎市大立神灯台より熊本県天草市魚貫埼を結ぶ線以東の規制海域。	浮　縄	平成二十四年四月一日から十月三十一日まで
	底　縄	平成二十四年四月一日から十月三十一日まで

（表中の緯度・経度は日本測地系）

3　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長二十五センチメートル（ただし、前条の表の上欄に掲げるE海域並びに次に記載したア、イ、ウ、エ及びオの各点を結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域については二十センチメートル）以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

点の位置

ア　山口県下関市大字吉母毘沙の鼻突端

イ　アと下関市蓋井島北端を結んだ線上アの点から二千メートルの点

ウ　福岡県北九州市小倉北区大藻路岩灯標

エ　山口県下関市六連島灯台

オ　エの点から真方位九十度の線と最大高潮時海岸線との交点

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十五日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十四年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十六日　　太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「いかなご漁業」　愛知県漁業調整規則（昭和二十六年十一月一日規則第八十五号）第四条第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（昭和四十一年四月十五日規則第二十一号）第七条第二号に規定する漁業のうちいかなご船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業

(2)　「いかなご残存資源尾数」　愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。

(2)　委員会会長は、(1)の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。

(3)　いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年十二月三十一日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十六日　　太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ　東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2)　「きんめだい底刺し網漁業」　動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（漁業法第六十五条若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条の規定に基づく規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業又は漁業権若しくは入漁権に基づいて営む漁業を除く。）

2　操業の承認

規制海域において平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認証の交付及び備付け義務

(1)　委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4　承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5　漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年三月十六日から平成二十五年五月三十一日までとする。